

本説明書は電気事業法および同経済産業省令に基づき交付するものです。

積水ハウスオーナーでんき 電気需給条件説明書（重要事項説明書）

株式会社ファミリーネット・ジャパン

代理店：積水ハウス株式会社

本書では、積水ハウス株式会社を代理店として、株式会社ファミリーネット・ジャパン（以下「当社」といいます。）がお客さまに電気を販売する際の条件を説明します。詳しくは当社「電気需給約款 [積水ハウスオーナーでんき]」および「積水ハウスオーナーでんき料金表」等（以下「需給約款等」といいます。）をご確認願います。なお、本書と需給約款等とで記載が異なる場合は、本書記載の内容が優先するものとします。

1. 申込み方法

当社所定の方法により申込みいただきます。

2. 契約電流および契約容量

- 積水ハウスオーナーでんきBを選択される場合、お客さまの申し出によって定め、電気需給申込書に定める値とします。
 - 積水ハウスオーナーでんきCを選択される場合、契約負荷設備をもとに算出し、電気需給申込書に定める値とします。
- なお、現在他の小売電気事業者と主開閉器契約を締結している場合は、主開閉器契約を選択することが可能です。

3. 電気の需給開始予定日

電気需給開始予定日は、建物引渡日もしくは電気需給申込書を当社が受領した日から起算して、12営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日といたします。

※電気需給申込書においては、電気需給開始希望日を記載していただきますが、実際の電気需給開始日は、電気需給開始希望日を踏まえて当社がお客さまに契約成立後お知らせする日となりますので、電気需給開始希望日通りに、電気の使用を開始していただけることをお約束するものではありません。

4. 各供給エリアごとの料金単価（税込）、使用量別割引率 ※ひと月につき

<北海道電力ネットワーク管内（以下、「北海道エリア」といいます）>

| プラン名 | 項目 | 料金・割引 | 料金単価/割引率 |
|--|-------------|--------------------------------|--------------|
| 積水ハウス オーナーでんき B | 基本料金 | 10 アンペア | 402 円 60 銭 |
| | | 15 アンペア | 603 円 90 銭 |
| | | 20 アンペア | 805 円 20 銭 |
| | | 30 アンペア | 1,207 円 80 銭 |
| | | 40 アンペア | 1,610 円 40 銭 |
| | | 50 アンペア | 2,013 円 00 銭 |
| | | 60 アンペア | 2,415 円 60 銭 |
| | 電力量料金 | 最初の 120kWh までの 1kWh につき | 35 円 35 銭 |
| | | 120kWh を超え 280kWh までの 1kWh につき | 41 円 64 銭 |
| | | 280kWh を超える 1kWh につき | 45 円 36 銭 |
| 最低月額料金 | 1 契約につき | 417 円 19 銭 | |
| 積水ハウス オーナーでんき C (契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満) | 基本料金 | 契約容量 1kVA につき | 402 円 60 銭 |
| | 電力量料金 | 最初の 120kWh までの 1kWh につき | 35 円 35 銭 |
| | | 120kWh を超え 280kWh までの 1kWh につき | 41 円 64 銭 |
| | | 280kWh を超える 1kWh につき | 45 円 36 銭 |
| 積水ハウス オーナーでんき B/C (共通) | 使用量別 割引率 | 300kWh 以下 | 3.0 % |
| | | 301kWh~400kWh | 5.0 % |
| | | 401kWh~500kWh | 7.0 % |
| | | 501kWh 以上 | 9.0 % |

<東北電力ネットワーク管内（以下、「東北エリア」といいます）>

| プラン名 | 項目 | 料金・割引区分 | 料金単価/割引率 |
|--|-------------|--------------------------------|--------------|
| 積水ハウス オーナーでんき B | 基本料金 | 10 アンペア | 369 円 60 銭 |
| | | 15 アンペア | 554 円 40 銭 |
| | | 20 アンペア | 739 円 20 銭 |
| | | 30 アンペア | 1,108 円 80 銭 |
| | | 40 アンペア | 1,478 円 40 銭 |
| | | 50 アンペア | 1,848 円 00 銭 |
| | | 60 アンペア | 2,217 円 60 銭 |
| | 電力量料金 | 最初の 120kWh までの 1kWh につき | 29 円 62 銭 |
| | | 120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき | 36 円 37 銭 |
| | | 300kWh を超える 1kWh につき | 40 円 32 銭 |
| 最低月額料金 | 1 契約につき | 358 円 95 銭 | |
| 積水ハウス オーナーでんき C (契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満) | 基本料金 | 契約容量 kVA につき | 369 円 60 銭 |
| | 電力量料金 | 最初の 120kWh までの 1kWh につき | 29 円 62 銭 |
| | | 120kWh を超え 280kWh までの 1kWh につき | 36 円 37 銭 |
| | | 280kWh を超える 1kWh につき | 40 円 32 銭 |
| 積水ハウス オーナーでんき B/C (共通) | 使用量別 割引率 | 300kWh 以下 | 3.0 % |
| | | 301kWh~400kWh | 5.0 % |
| | | 401kWh~500kWh | 7.0 % |
| | | 501kWh 以上 | 9.0 % |

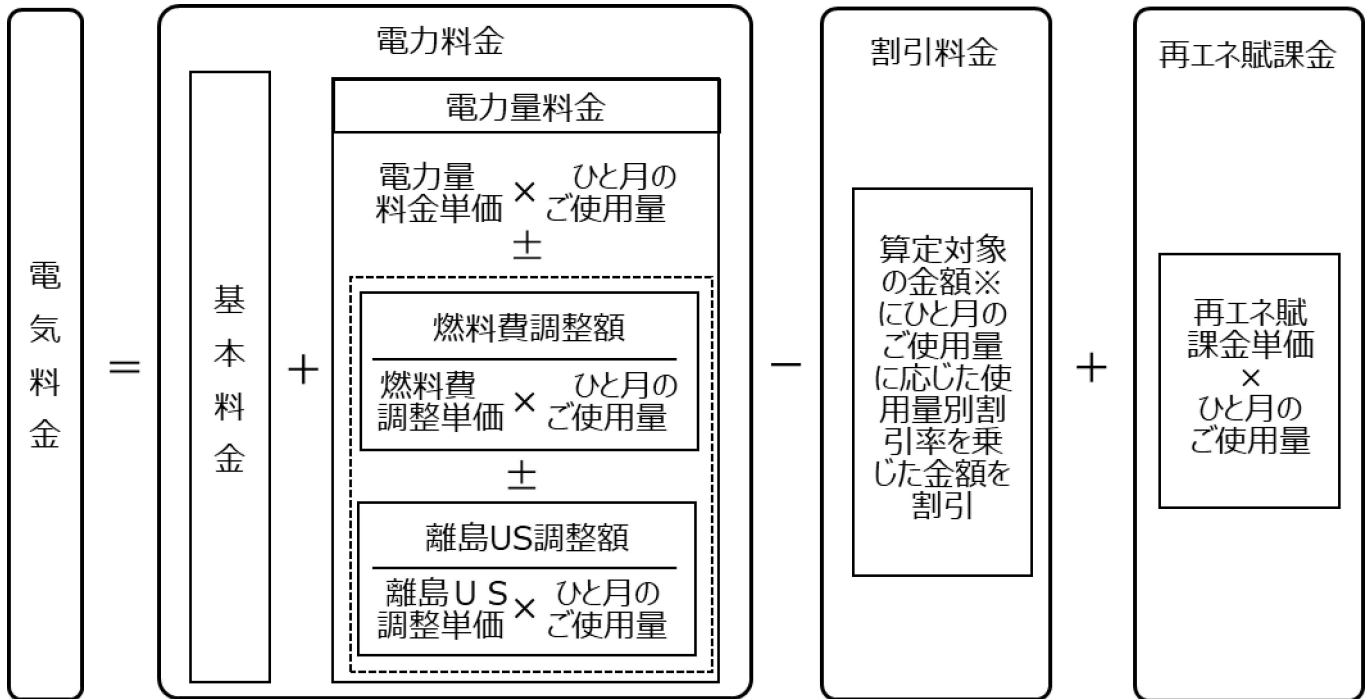
<東京電力パワーグリッド管内（以下、「関東エリア」といいます）>

| プラン名 | 項目 | 料金・割引区分 | 料金単価/割引率 |
|--|-------------|--------------------------------|--------------|
| 積水ハウス オーナーでんき B | 基本料金 | 10 アンペア | 311 円 75 銭 |
| | | 15 アンペア | 467 円 63 銭 |
| | | 20 アンペア | 623 円 50 銭 |
| | | 30 アンペア | 935 円 25 銭 |
| | | 40 アンペア | 1,247 円 00 銭 |
| | | 50 アンペア | 1,558 円 75 銭 |
| | | 60 アンペア | 1,870 円 50 銭 |
| | 電力量料金 | 最初の 120kWh までの 1kWh につき | 29 円 80 銭 |
| | | 120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき | 36 円 40 銭 |
| | | 300kWh を超える 1kWh につき | 40 円 49 銭 |
| 最低月額料金 | 1 契約につき | 328 円 08 銭 | |
| 積水ハウス オーナーでんき C (契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満) | 基本料金 | 契約容 1kVA につき | 311 円 75 銭 |
| | 電力量料金 | 最初の 120kWh までの 1kWh につき | 29 円 80 銭 |
| | | 120kWh を超え 280kWh までの 1kWh につき | 36 円 40 銭 |
| | | 280kWh を超える 1kWh につき | 40 円 49 銭 |
| 積水ハウス水ハウス オーナーでんき B/C (共通) | 使用量別 割引率 | 300kWh 以下 | 3.0 % |
| | | 301kWh~400kWh | 5.0 % |
| | | 401kWh~500kWh | 7.0 % |
| | | 501kWh 以上 | 9.0 % |

5. 電気料金の計算方法

- 毎月の電気料金は、基本料金にそのひと月の使用電力量によって算定した電力量料金を加えた料金（以下、電力料金）といいますが、そのひと月の使用電力量に応じた使用量別割引率を乗じた料金（以下、「割引料金」といいます。）を算出し、電力料金から割引料金を差し引き、再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下「再エネ賦課金」といいます。）を加えたものといたします。また、電力量料金には、燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額を加算または減算するものといたします。ただし、関東エリアの場合は、離島ユニバーサル調整額は適用しません。また、電気を全く使用しない場合の基本料金は、半額とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整は以下、「離島 US 調整」といいます。

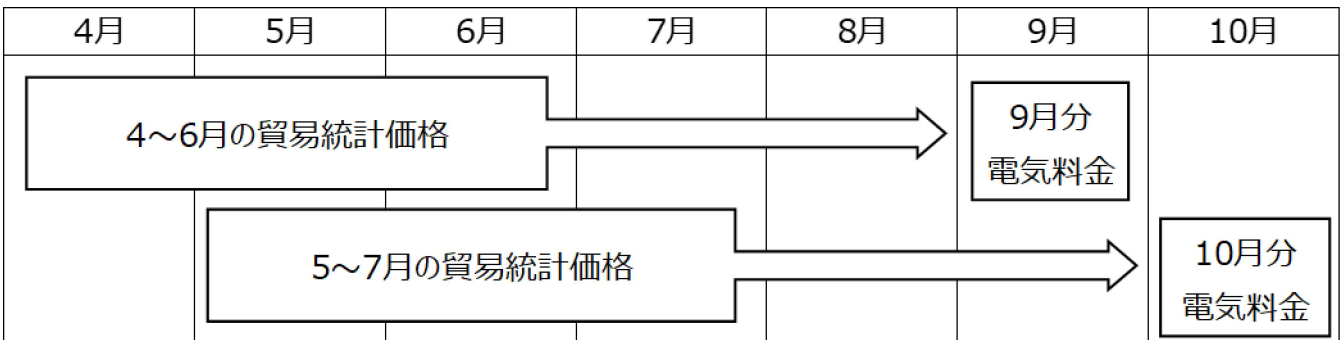


※割引料金の算定対象の金額は、基本料金と電力量料金（燃料費調整額および離島US調整額を含む）の合計となります。

6. 燃料費調整および離島 US 調整について

- ・ 原油や LNG、石炭価格の変動を燃料費調整によって毎月の電気料金に反映いたします。
- ・ 各月に適用する燃料費調整単価は、3 か月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2 か月後の電気料金に反映いたします。
- ・ 燃料費調整単価の変動に上限はありません。離島 US 調整単価の変動には上限があります。
- ・ 電気料金は燃料費調整単価および離島 US 調整単価により変動します。

○電気料金への反映のタイミングについて



- ・ 燃料費調整額の算定に用いる燃料費調整単価および離島 US 調整額の算定に用いる離島 US 調整単価は、基準燃料価格と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。

| | 平均燃料価格 | 燃料費調整 | 燃料費調整単価または離島US調整単価の算定方法 |
|--------|--------------|--------|--|
| 基準燃料価格 | 基準燃料価格を上回る場合 | プラス調整 | 燃料費調整単価または離島US調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 基準単価 / 1,000 |
| | 基準燃料価格を下回る場合 | マイナス調整 | 燃料費調整単価または離島US調整単価 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) × 基準単価 / 1,000 |

※離島 US 調整においては、「基準燃料価格」は「離島基準燃料価格」を、「平均燃料価格」は「離島平均燃料価格」を、また「基準単価」は「離島基準単価」をいいます。

- 平均燃料価格は財務省貿易統計をもとに次のとおり算定いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \quad (100 \text{ 円未満四捨五入})$$
 - A : 平均燃料価格算定期間における 1kl あたりの平均原油価格
 - B : 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均 LNG 価格
 - C : 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均石炭価格
- ※離島 US 調整においては、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、北海道エリア、東北エリアとも、離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。
- 各エリアごとの基準燃料価格、 α 、 β 、 γ および基準単価は下記の通りとなります。

| 項目 | | 区分 | 北海道エリア | 東北エリア | 関東エリア |
|-----------|-------------|----------|----------|----------|----------|
| 燃料費調整 | 基準燃料価格 | | 80,800 円 | 83,500 円 | 86,100 円 |
| | 換算係数 | α | 0.1874 | 0.0259 | 0.0048 |
| | | β | 0.0899 | 0.2563 | 0.3827 |
| | | γ | 1.0036 | 0.8915 | 0.6584 |
| 基準単価 (税込) | | | 17 銭 3 厘 | 19 銭 7 厘 | 18 銭 3 厘 |
| 離島 US 調整 | 離島基準燃料価格 | | 79,300 円 | 79,300 円 | — |
| | 換算係数 | α | 1.0000 | 1.0000 | — |
| | 離島基準単価 (税込) | | 1 厘 | 1 厘 | — |

7. 工事費等

計量器等は、当該一般送配電事業者等の所有とし、当該一般送配電事業者等の負担で取り付けます。ただし、必要最低限以上の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けさせていただくことがあります。電力需給の開始または需給契約の変更等に伴い、当該一般送配電事業者等が供給設備を新たに施設または変更する場合で、当社が託送約款等に基づいて、当該一般送配電事業者等から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

8. その他ご負担いただく費用

- お客さまが料金を支払期日を経過して、なお支払われない場合、料金から消費税等相当額ならびに再エネ賦課金およびその消費税等相当額を控除した金額に対して支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて年利 10%の延滞利息を申し受けます。また、払込票によりお支払いいただく場合は、330 円 (税込) を料金に加算して申し受けます。

9. 供給電圧および周波数

- 供給電圧は、100 ボルトまたは 200 ボルトです。
- 周波数は原則として標準周波数 50 ヘルツです。ただし、新潟県および群馬県の一部は、標準周波数 60 ヘルツとします。

10. 供給電力 (量) の計測方法および料金調定方法

- 使用電力量は、当該一般送配電事業者等が供給地点ごとに取り付ける記録型計量器により計量いたします。
- 料金の算定期間は「ひと月」とし、前月の検針日から当月の検針日の前日まで、または前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。ただし、①電気の供給を開始もしくは再開した場合、②電気の供給を停止もしくは需給契約が終了した場合は、基本料金を日割計算します。
- 料金の支払義務は原則として検針日に発生するものとし、支払期日は、以下の通りといたします。

| | |
|------|------------------------|
| 支払期日 | 検針日の翌月 1 日から起算して 30 日目 |
|------|------------------------|

11. 料金その他の支払方法

料金その他の支払方法は、口座振替またはクレジットカードとし、当社指定の収納代行業者を通じて行います。なお、一部金融機関については口座振替によるお支払いが選択できない場合があります。口座振替によるお支払の場合、支払期日および支払期限が銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。また、クレジットカードによるお支払いの場合は、指定カードの発行会社の規約に基づきお支払いいただきます。

12. 料金の確認方法

毎月の電気料金および使用電力量は、原則、積水ハウス株式会社が管理・運営を行います「積水ハウス Net オーナーズクラブ」にて、その他の事項は、「積水ハウスオーナーでんきホームページ」等にて、ご案内いたします。検針票の送付は行っておりませんこと、予めご了承ください。

13. お客さま側の保安等に関するご協力

お客さまには、以下の事項についてご協力いただく必要があります。詳細は、電気需給約款[積水ハウスオーナーでんき]26および49をご参照ください。

- ・業務上必要時に、当社または当該一般送配電事業者等あるいはそれらの業務委託先がお客さまの土地または建物に立ち入ることにご承諾をお願いします。
- ・当該一般送配電事業者等の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等についてご協力をお願いします。
- ・当該一般送配電事業者等から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合、それらの場所の提供にご協力をお願いします。
- ・業務上必要とする場合に、お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備等について、当該一般送配電事業者等が使用することにご協力をお願いします。
- ・お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を当該一般送配電事業者等または登録調査機関に通知していただきます。また当該一般送配電事業者等が法令に定められた調査を行う際には、必要に応じて配線図のご提示などご協力をお願いします。当該一般送配電事業者等が実施する託送供給の停止に伴い、お客さまの電気設備に適当な処置を行う場合に、必要に応じてこれにご協力をお願いします。
- ・当該一般送配電事業者等の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむをえない場合、または需給上・保安上必要な場合、お客さまの電気の使用の制限・中止にご協力をお願いします。
- ・お客さまが引込線、計量器等その他需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがあると認めた場合、またはお客さまの電気工作物に異状・故障があり、それが当該一般送配電事業者等の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、速やかに当該一般送配電事業者等に通知していただきます。
- ・お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめ、その内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。

14. 契約期間

- ・契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。
- ・当社がこの契約種別を終了する場合の契約期間の終期は、上記にかかわらず、この契約種別を終了する日といたします。なお、この場合には、この契約種別を終了する6か月前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

15. 契約の変更・終了に伴う費用

- ・**契約変更**
お客さまが契約電力を新たに設定もしくは契約電力を増加した後に、契約電力を減少しようとする場合において、当社が当該一般送配電事業者等から料金の精算を求められた場合、またはお客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力を変更する場合に、当社が当該一般送配電事業者等から工事費の精算を求められた場合、原則としてお客さまよりその精算金を申し受けます。
- ・**契約の終了**
お客さまからの申し出により、お客さまが当社との需給契約を解約される場合、またはお客さまの責めとなる理由により当社が需給契約を解除または解約する場合においても、違約金をお客さまより申し受けることはありません。また、お客さまが契約電力、契約電流もしくは契約容量を新たに設定もしくは契約電力、契約電流もしくは契約容量を増加した後に、本契約を終了しようとする場合において、当社が当該一般送配電事業者等から料金の精算を求められた場合、またはお客さまが電気の使用を開始され、その後本契約を終了する場合に、当社が当該一般送配電事業者等から工事費の精算を求められた場合、原則としてお客さまよりその精算金を申し受けます。

16. お客さまからの申し出による契約の変更・終了

- ・需給契約の内容は原則として料金適用開始の日以降1年目の日までには変更できません。やむを得ずお客さまが需給契約の変更を希望する場合、原則として違約金は発生しませんが、13（契約の変更・終了に伴う費用）に記載の条件に該当する場合、精算金を申し受ける場合があります。
- ・契約の終了を希望される場合は、原則として、あらかじめ終了期日を定めて当社にその旨を通知していただきます。詳細は、電気需給約款[積水ハウスオーナーでんき]35をご参照ください。

17. 当社からの申し出による契約の終了

次のいずれかに該当する場合には、当社は需給契約を解除または解約する場合があります。詳細は、電気需給約款[積水ハウスオーナーでんき]38(1)、(2)および53(3)をご参照ください。

- ・当該一般送配電事業者等により電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ・お客さまがこの需給契約の料金または他の需給契約の料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・お客さまが料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他電気需給約款[積水ハウスオーナーでんき]から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- ・お客さまが電気需給約款〔積水ハウスオーナーでんき〕に記載されていることに違反した場合
- ・お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合
- ・お客さまが破産、民事再生その他の法的倒産手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申し立てをなした場合
- ・お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると認められた場合
- ・当社が、小売電気事業の継続が困難と認められる事情が生じたことにより当該小売電気事業を廃止する場合

18. 電気の使用法

お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは当該一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設することにご協力をお願いします。

19. その他

- ・お客さまが契約開始以前に他の小売電気事業者や取次店（以下「小売電気事業者等」といいます。）との電気需給契約を締結せずに電気を使用していた場合は、遡って当社との電気需給契約が必要になります。
- ・当社と新規にご契約いただくに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者等との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者等にお問い合わせください。

20. お問い合わせ先

○電気の申込み、売電量や売電料金を確認できる

Net オーナークラブ等に関するお問い合わせ

積水ハウス株式会社（代理店）

住所：大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号

梅田スカイビル タワーイースト

☎：0120 - 817 - 500（積水ハウス オーナーサポートデスク）

受付時間：9:00 ~ 18:00（12月31日~1月3日を除く）

○電気の契約変更等に関するお問い合わせ

株式会社ファミリーネット・ジャパン（小売電気事業者 A0300）

住所：東京都港区愛宕二丁目5番1号

☎：0120 - 769 - 677（カスタマーセンター）

受付時間：9:00 ~ 17:00（土日祝日、年末年始を除く）

○停電時のお問い合わせ

<北海道電力ネットワーク管内>

北海道電力ネットワーク株式会社 お問い合わせ窓口

☎：お問い合わせは、下記のホームページを参照（24時間365日受付）

<https://www.hepco.co.jp/network/corporate/company/branch/search/index.html>

<東北電力ネットワーク管内>

東北電力ネットワーク株式会社 お問い合わせ窓口

☎：0120 - 175 - 366（24時間365日受付）

（0120番号をご利用になれない場合は022-266-6810(通話料有料)）

<https://nw.tohoku-epco.co.jp/teideninfo/>

<東京電力パワーグリッド管内>

東京電力パワーグリッド株式会社 お問い合わせ窓口

☎：0120 - 995 - 007（24時間365日受付）

（0120番号をご利用になれない場合は03-6375-9803(通話料有料)）

<https://www.tepco.co.jp/pg/user/contact.html>